

東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金 Q & A

【区分共通】

(概要)

Q 1 この助成金はどのような制度ですか。

A 1 TOKYO エシカルアクションプロジェクトに参画するパートナー企業・団体が実施するエシカル消費の普及啓発活動に対し、その経費の一部を助成する制度です。

(助成対象事業者)

Q 2 どのような事業者が申請できますか。

A 2 TOKYO エシカルアクションプロジェクトのパートナー企業・団体である民間企業、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、大学等が申請できます。ただし、地方公共団体は対象外です。区分Aにおける協働事業者としても対象外となります。

Q 3 TOKYO エシカルのパートナーでなくても申請できますか。

A 3 申請できません。事業実施時点ではなく、申請時点で TOKYO エシカルのパートナーとなっていることが必要です。また、区分Aによる申請を行う場合、代表事業者は設立から2年を経過していることが要件となります。

(助成対象事業)

Q 4 申請前に実施した事業も対象になりますか。

A 4 対象になりません。交付決定後に実施する事業が対象ですので、既に開催又は終了したイベント等は対象外です。

Q 5 年度内に複数の事業を申請できますか。

A 5 できません。同一年度において、1 事業者につき 1 回のみ申請可能です。区分A、区分Bの重複申請も認められません。

Q 6 交付決定より前に支払が発生している場合、助成対象になりますか。

A 6 交付金の決定の日から当該年度の1 月末日までに支出済の経費が助成対象となります。

Q 7 BtoB 向けのイベントや自社商品のPRイベントは対象になりますか。

A 7 単なる商品PRではなく、都民のエシカル消費の認知度向上や実践促進につながる内容である必要があります。自社の取組紹介だけでなく、エシカル消費に関する説明や TOKYO エシカルの紹介を盛り込むことが助成の要件となります。

(助成対象経費)

Q8 申請した経費は全額助成されますか。

A8 助成率は対象経費の2分の1以内です。また、助成上限額は事業区分によって異なります。詳細は募集要項をご確認ください。

- ・区分A（パートナー同士の連携した取組）：上限30万円、助成率1/2
- ・区分B（イベント・マルシェ等への出展）：上限20万円、助成率1/2

Q9 交通費や人件費も助成対象になりますか。

A9 募集要項に定める助成対象経費のみが対象となります。経費の対象可否については募集要項をご確認いただくか、事前に生活文化局消費生活部企画調整課へご相談ください。（問い合わせ先：S1161401@section.metro.tokyo.jp）

(提出書類)

Q10 領収書の提出は必要ですか。

A10 実績報告に当たり、支出を証明する書類等の提出が必要となります。領収書等を紛失した場合は助成金の対象外となりますので、事業に関する関係書類は適切に保管してください。領収書の要件については募集要項をご参照ください。

(その他)

Q11 区分Aと区分Bを同じ年度に両方申請できますか。

A11 できません。1事業者につき、同一年度に区分Aまたは区分Bのいずれか一方のみ申請可能です。

Q12 オンライン開催でも申請できますか。

A12 原則として対面開催ですが、区分Aによるオンライン事業については、内容を審査した上で対象となるかを判断します。

Q13 他の補助金との併用はできますか。

A13 同一事業について、国や地方公共団体の補助金、助成金又は交付金を申請している場合や、既に交付決定を受けている場合は対象外です。

Q14 採択後に事業内容を変更できますか。

A14 変更内容によっては事前に変更承認申請が必要です。変更が生じる場合は、必ず事前に東京都へ御相談ください。事後に報告を受けた場合は補助対象外となる場合があります。

Q15 採択されなかった場合、次回募集で再度申請できますか。

A15 交付決定を受けていない場合は、募集期間内であれば再度申請可能ですが、助成金の趣旨に沿っているかどうかを確認の上、ご申請ください。

Q16 審査ではどのような点が重視されますか。

A16 事業内容がエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進及び TOKYO エシカルの普及に資するものであるか等を審査します。

【区分 A】

(助成対象事業者)

Q17 区分 A では何社の連携が必要ですか。

A17 TOKYO エシカルのパートナー 2 社以上による連携が必要です。ただし、資本関係のある事業者同士の連携は対象外です。

Q18 グループ会社同士でも区分 A の申請はできますか。

A18 できません。資本の出資関係がある事業者間での連携は助成対象外です。

Q19 共同事業者が過去に助成金の交付決定を受けていた場合は申請できますか。

A19 できません。代表事業者だけでなく、連携事業者を含め、過去に本助成金の交付決定を受けた事業者は対象外です。

(助成対象事業)

Q20 区分 A はどのような事業が対象になりますか。

A20 次のような事業の内容が対象となります。

- ・エシカル消費に関するワークショップやセミナー
- ・エシカル消費に関するブース出展
- ・パートナー同士の事業連携の広報活動
- ・エシカル消費をテーマとしたイベントやマルシェへの出展

申請内容が要件に該当するか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

【区分 B】

(助成対象事業)

Q21 東京都が実施した「TOKYO エシカルマルシェ」に出展しているが、申請できるか。

A21 申請できません。「TOKYO エシカルマルシェ」に出展していないことが要件となります。

Q22 区分 B による申請を共同で出展する場合も助成金の対象になりますか。

A22 区分 B による申請は、事業者単独での出展が要件となります。また、他社商品の P R や物販がある場合も共同出展とみなします。

Q23「初めて出展するイベント」とは何ですか。

A23 過去に同一のイベントへ出展した実績がないことを想定しています。判断が難しい場合は、イベント名や開催実績が分かる資料を添えて事前にご相談ください。

(助成対象経費)

Q24 参加費を徴収するイベントでも申請できますか。

A24 参加費の設定のみをもって対象外となるものではありませんが、事業全体として営利を主目的としないことが前提です。また、収入がある場合は所要経費に記載してください。